2024.12.11

ESG/統合報告　Keyword　vol.25

ESG、統合報告。新聞やメディアでよく目にするものの、専門的でよく分からない、という方も多いかもしれません。この分野に精通しているESG/統合報告研究室の研究員が、“いまさら聞きにくい”初歩的なキーワードの説明とともにポイントを分かりやすく解説します。
今回は「International Sustainability Standards Board（国際サステナビリティ基準審議会）が公表するIFRSサステナビリティ開示基準（以下、ISSBスタンダード）に関わる４つのホットな用語をピックアップしました。

1　primary users(※主要な利用者)

企業が開示する情報を投資判断の材料として使用する者。株主、投資家、銀行、その他債権者が含まれる。

ココがポイント

ISSBスタンダードは「主要な利用者」にとって有用な情報の提供を目的とされており、同スタンダードに沿って作成されるサステナビリティ関連財務情報が、投資の意思決定に直接関係のない情報は本来「主要な利用者」にとって必要な情報を埋没させ情報を不明瞭化するため記載されないように設計されています。投資の意思決定に必要な情報を埋没させ不明瞭化させる情報とは、幅広いステークホルダー（例：従業員、顧客など）への情報提供に焦点を当てた内容のことを指します。
各”主要な利用者”（株主、投資家、銀行、その他債権者）が求める情報は共通していないものもありますが、企業はすべての”主要な利用者”に有用な情報を開示する必要があります。例えば、銀行が短期の資金のみ提供しているからといって、企業は短期のリスクと機会に関連する情報のみを報告すべきではなく、株主が投資判断に必要とする、長期的なサステナビリティ関連のリスクと機会に関する情報も報告する必要がある、ということです。

無断で複製・転載・転送することを禁じます。 Copyright(C) TAKARA D&IR Research Institute Ltd. All Rights Reserved.

2 material information (※マテリアルな情報)

サステナビリティ関連の財務情報開示の文脈において、省略されたり、虚偽の記載をされたり、不明瞭にされたりすることによって、「主要な利用者」の意思決定に影響を及ぼすと合理的に予想される情報。

ココがポイント

ISSBスタンダードにおける “material information”は、IFRS会計基準での定義と一致しており、サステナビリティ関連のリスクや機会に関する特定の情報について、企業がISSBスタンダードの要件を満たすために開示する必要があるか否か決定するための概念と位置づけられています。他のサステナビリティ基準で使用されている”マテリアリティ”とは異なり、企業にとってそれが重要な情報であるか否か、ではなく、「主要な利用者」の意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される情報であるか、で企業はその情報が”マテリアルな情報”であるかどうか判断します。

特に留意すべき点は以下となります。

■「主要な利用者」以外のニーズを満たす必要はない。

■サステナビリティ関連の財務情報開示の”マテリアルな情報”が財務諸表にとっては重要でない可能性がある。

■「主要な利用者」の意思決定に影響を与えることが合理的に予想できる情報であるかについては、企業自身が「主要な利用者」の視点や情報ニーズを考慮して判断する。

■企業が「主要な利用者」の意思決定に影響を与える可能性が合理的に予想されない情報と判断したものは”マテリアルな情報”とならないが、「主要な利用者」が要求してこないという理由だけで、その情報を”マテリアルな情報”ではない、とすることはできない。

■企業が、発生可能性が低く、影響も低いと判断したサステナビリティ関連のリスクや機会に関する情報であっても、”主要な利用者”が「影響が大きい」と予想する可能性が合理的に見込まれると企業が判断する場合は”マテリアルな情報”である可能性がある。

■企業が”マテリアルな情報”であると判断した情報であれば、ISSBスタンダードで特に要求されているものであるか否かに関わらず、開示されるべきである。（逆に、ISSBが特に開示を要求しているものでも”マテリアルな情報”でなければ開示する必要はない）

無断で複製・転載・転送することを禁じます。 Copyright(C) TAKARA D&IR Research Institute Ltd. All Rights Reserved.

3 connectivity(※つながり)

ISSBスタンダードにおいては、サステナビリティに関連する財務情報の開示内容と、財務諸表の開示内容に関連がある状態を指す。

ココがポイント

企業がISSBスタンダードを適用する際には、「主要な利用者」（プライマリーユーザー）が、サステナビリティ関連財務情報開示と関連財務諸表にわたって提供される開示間の関連性を理解できるように情報を提供することが要求されていますIFRSサステナビリティ開示スタンダードとIFRS会計スタンダードとの関連性、およびサステナビリティ関連の財務開示と、それらのIFRSスタンダードを使用して作成された財務諸表との関連性は、ISSBと国際会計基準審議会（IASB）にとって重要な検討事項であるため、IFRS S1では、サステナビリティ関連の財務情報が、その情報に関連する項目間の関係と、企業が一般目的財務報告書で提供する開示間の関係を、利用者が理解できるように提供されることを要求しています。

4 interoperability(※相互運用可能性)

ISSBスタンダードにおいては、ISSBスタンダードを適用して作成されたサステナビリティに関連する財務情報開示の内容が、他のスタンダードと関連し、運用できる状態を指す。

ココがポイント

ISSBスタンダードではESRS（European Sustainability Reporting Standards）やGRIスタンダードの併用を行う場合に、その関連性や相互作用について検討することが作成者にとって有益であるとされています。一方の基準の要求事項に沿って開示する企業が、もう一方の基準の開示要求事項を適用する必要がある場合、それぞれの基準の観点で“マテリアルな情報”を開示する必要があります。なお、ISSBスタンダードにおける”マテリアルな情報”の定義はESRSにおける”財務のマテリアリティ(financial materiality)”の定義と整合していますが、ESRSでは、「インパクトの観点からマテリアルな」情報と「財務の観点からマテリアルな」情報、またはその両方の場合に、情報を提供することが要求されます(ダブルマテリアリティと呼ばれています)。ISSBスタンダードは他のサステナビリティ基準とは異なり、「主要な利用者」の意思決定に有用な情報を提供することに焦点を当てており、サステナビリティ関連の財務情報は、例えば企業の持続可能な発展への貢献に焦点を当てた、より広範なマルチステークホルダー報告書とは区別されるという点に留意する必要があります。

(※)和訳は当研究所によるものであり、今後SSBJによる邦訳が出た場合はその訳語に従う

無断で複製・転載・転送することを禁じます。 Copyright(C) TAKARA D&IR Research Institute Ltd. All Rights Reserved.